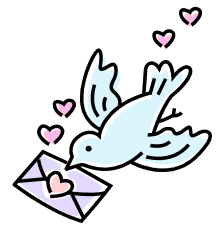


～あかり行政書士事務所通信～

第 5 号(2014.7.7)



☆遺言の方式の選び方

第3号で、遺言には「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」と「秘密証書遺言」の3種類があると紹介しました。

では、現実的な問題と照らし合わせてみると、はたしてどの方式を選ぶのが良いのでしょうか。

最終的な決定をするのは遺言者本人ではありますが、選ぶ際のポイントを簡単にご紹介します。

なお、秘密証書遺言に関してはほとんど利用されていないので省略させていただきます。



☆自筆証書遺言のポイント

自筆証書遺言のメリットは費用や手間があまりかからないことです。

遺言の中では一番作りやすい方式ですので、**初めて作ってみる場合や、とりあえず作りはじめてみる**といった場合にも向いているといえます。

また、遺言内容を頻繁に変更することが予測できる場合には、必要に応じて遺言を作り直すこととなります。

作りはじめやすい自筆証書遺言は、**作り直しも簡単にできる**のも利点です。

反面、自筆証書遺言はどんなにしっかり作ったとしても最後まで不安がつきまといます。

偽造、改ざんのおそれもありますし、**紛失**してしまったり、**相続人に発見してもらえないおそれ**もあります。

また、**法的不備が無い**か、**内容に不備が無い**か等のチェックに対する責任は、**最終的に自分が負うこと**となります。

遺言書が発見されてから、**遺言の効力の有無が争われる**こともあり得ます。

やり直しがきかない遺言においては、これは致命的なデメリットといえます。

☆公正証書遺言のポイント

公正証書遺言のメリットは**実行確実性と信頼性の高さ**です。

費用や手間は自筆証書遺言と比較するとかなりかかってしまいますが、相応の効果が期待できるといえます。

遺言に対する強い意志・希望がある場合や、相続人同士の関係が悪く、**自筆証書遺言では争いに発展しそうな場合**には公正証書遺言にするほうが良いでしょう。

費用等のデメリットが許容できる場合には、基本的に公正証書遺言をおすすめしております。

この記事へのお問い合わせは 042-703-6059 までご連絡ください。(平日 10:30～18:30)

※外回り等でお電話に出ることができない場合がございますのでご了承ください。